危険な古い空き家の解体費助成のご案内



～災害に強いまちをめざして～

荒川区では安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進するため、危険な古い空き家を解体する際に、解体費の一部を助成しています。解体をお考えの方は、ぜひご利用ください。

助成対象建築物

- 昭和５６年５月３１日以前に建築されたもの
- 1年以上使用されていないことが確認できること

助成対象者

- **空き家の所有者または、空き家の存する土地の所有者**
- **個人、中小企業（宅地建物取引業者を除く）または一般社団法人等**
- 住民税（法人の場合は、法人住民税）、国民健康保険料等を滞納していないこと

助成額

- 空き家の解体に要する費用（石綿含有分析調査の費用及び消費税相当額を除く）

✦ 上限額　１００万円（1棟あたり） ✦

ただし、区が『不良住宅』（構造等が著しく不良であり、住宅として著しく不適当なもの）と判定した住宅用途の空き家の場合、解体する建物の延べ面積　１　㎡あたり２６,０００円（延べ面積　５００㎡まで）を上限とする助成金もあります。
詳しくはお問い合わせください。

助成の流れ

① **事前相談にご来庁ください。**

② 『内定申請書』を提出してください。

③ 内定申請書の審査・決定後に、『内定決定通知書』を交付します。
内定決定より前に解体工事に着手すると、**助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

④ 解体工事終了後、『除却完了・交付申請書』及び『請求書』等を提出してください。

⑤ 交付申請書の審査・決定後に、『交付決定通知書』を交付し、助成金をお支払いします。

※　申請書類は、荒川区ホームページからダウンロードできます。
トップページ→右上「探す」→「暮らし」→「生活（住まい・仕事等）」→「住まい」→「空き家対策」
→「空き家を壊す・建替える」→「危険な古い空き家の解体費助成」



お問合せ先

荒川区　住まい街づくり課　防災街づくり係
電話　０３－３８０２－４０７９

令和８年１１月作成